

広島県告示第四百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市本庄四丁目、同市千田町及び同市久松台二丁目地内					
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
			坂田（八一六〇）			
			北本庄（八一六〇隣b）			
			北本庄川（八一六一）			
			北本庄川（八一六一隣）			
			土石流	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
			土石流	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
			土石流	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
			土石流	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
			土石流	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
			土石流	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。